

豊中市市民ホール指定管理者  
文化芸術センター 館長

私は豊中市立文化芸術センターを使用するにあたり、以下の各事項を  
新型コロナウイルス感染予防策として遵守いたします。

1. 出演者・主催者・観客など、催しにかかわる方はマスクを着用します。(但し舞台上は除く)
2. 入退場時は1m～2mの間隔を確保するよう、係員が適切に誘導します。
3. 来館者の体温をチェックし、発熱(37.5度以上)の症状がみられる方や、咳などの症状がある方の入場を制限します。
4. 誘導員を配置し、来場者の入場時の手指消毒を徹底します。
5. 入場者の氏名及び連絡先をリスト化し感染経路を確認できるようにします。
6. 係員を配置し、入退場は「密」を避けるように余裕をもって計画します。
7. 係員を配置し、ロビーで「密」にならないよう注意喚起をします。
8. 対面販売(当日券や物品販売)で受付を設置した場合、アクリル板等を設置するなど、飛沫対策をします。
9. 参加料の徴収時は、トレーで金銭受け渡しをします。
10. チケットのモグリは行わず、お客様に半券を所定のボックスに入れていただきます。
11. 出演者が観客と接触する演出は行いません。
12. 各ホールにおいては、客席前3列は使用しません。
13. 出演者も可能な限り1m～2mの間隔を確保します。
14. 休憩時間を多くとり、都度、換気を行います。
15. 使用日において、指定する定員を超える人員は収容しません。
16. 観客の声援や激しい動きを制限します。
17. 特別観覧席(大ホール)は使用しません。
18. パンフレット・チラシは設置し、手渡しによる配布はしません。
19. 観客からのプレゼント・花の受け渡しは控えるように周知します。
20. 集合写真やイベントとしての撮影会は十分な感染予防をとった上で速やかに行います。
21. 感染が疑われる方が発生した場合は、速やかに隔離し、当館、医療機関及び保健所に連絡します。
22. 大阪コロナ追跡システムの入力を来場者に促します。
23. 今後、新型コロナウイルスの感染状況によっては施設の使用が大幅に制限されることがありますが、その他豊中市市民ホール指定管理者が必要とする事項について遵守し、指示に従います。

年 月 日

施設使用日	：	年 月 日	使用施設	：	
団体名	：				
使用責任者	：		当日責任者	：	